

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究 (C)
研究機関：2007～2008
課題番号：19530466
研究課題名 (和文) ネパールのダリット女性の地位向上と NGO 連携システム確立に関わる実証的研究
研究課題名 (英文) Studies of Socio-Economic Empowerment of Dalit Women and Networks of NGOs in Nepal
研究代表者
青木 千賀子 (AOKI CHIKAKO)
日本大学・国際関係学部・教授
研究者番号：20060709

研究成果の概要：ネパールのダリット(カースト制度の最底辺に置かれた被差別集団)の女性が、「所得貧困」のみならず、「人間貧困」から脱却し、自らの地位向上を目指すための課題について、参加型の小規模社会開発や NGO の活動、連携システムのあり方から考察した。階層や性に基づく社会的不平等の問題は宗教や慣習、生活文化に深く根づいているため、気づきのための啓発活動と教育が重要であり、さらに「自立と能力開発」のためにマイクロファイナンス(小額金融)を利用した所得向上等や、地域に適応した NGO サポート連携システムが有効に作用する。

交付額

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	700,000	210,000	910,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：ダリット、カースト制度、差別問題、女性の地位向上、マイクロファイナンス、NGO の連携システム、人間開発

1. 研究開始当初の背景

(1) ダリット(Dalit)女性の状況

国民の約 8 割がヒन्दゥー教徒というネパールでは、カースト制度という宗教や慣習に基づく社会規範と、近代化に伴う新しい価値観の狭間で揺れ動いている。こうした中で、

ダリットたちは、寺院参拝を阻まれ、時には飲料水、電気などのライフラインが切断されるなどの抑圧を被り、今なお非ダリットや行政に対して抗議活動を行っている状況である。

また、民法典のムルキ・アイン(Mulki Ain 1854 年)に影響を与えているマヌ法典の女性

蔑視の思想や、家父長制は女性をさらに不利な状況に追い込み、自立を阻み、尊厳も奪ってきた。ダリットの女性たちは、ダリットであることと女性であることのゆえに政治、経済、教育、医療など生活のあらゆる面で厳しい差別を受けてきており、ジェンダーに基づく複合差別と立ち向かっている。

(2) NGO の活動と FEDO

1990 年の民主化以降、ネパールでは「開発のパートナー」として NGO が位置づけられ、現地 NGO をはじめ国際 NGO など数多くの NGO が活動している。

その一つに、1994 年にダリットの女性たち自らにより設立された NGO である FEDO

(Feminist Dalit Organization) がある。

FEDO は権利に基づく活動プログラムを展開しており、「尊厳の欠乏」を解消することを目標にしている。具体的には「ジェンダーとカーストに基づく差別と闘い、公正かつ平等な社会を築く」ことを目標に掲げ、貧困が最も甚だしいダリット女性たちのエンパワーメントと自立をめざして活動を行っている。

課題として、開発に必要な組織開発と、国際協調の方向性、連携の検証を試み、NGO の効果的な連携システムの確立をすることが求められる。

(3) 国内外の研究動向と考え方

『女たちが拓く、アジアの未来』アジアボランティアセンター編集 (2004) によると、①レイシズム (人種差別主義) とセクシズム (性差別主義) は、暴力の根が一つであり、カースト制度の軸になっているのがジェンダーである。(山下明子)

②差別—被差別が突然、明確になるのではなく、支配者が違いを差別化し、制度化し、秩序化していくのだということ、そして一旦「つ

くられたもの」は、「当たり前のもの」として差別体制や思想が容認されていく。そして、浄穢思想や貴賤思想、家父長制に基づく家思想、優生思想や衛生思想などの近代思想など、思想や意識が時代によって複合的に重なり合い差別を生み出し支えてきた。(熊本理抄)

③エンパワーメントについて、「力をつけること、女性が力をつけて社会に進出していけること」と一般に訳され、社会変革を起す目標として用いられることが多いとされているが、森田ゆり氏の「一人一人が潜在的に持っているパワーや個性を再び生き生きと息吹かせること」という解釈に共感を覚える。(三輪敦子)

これらの考え方は、本研究課題の基盤となっている。

2. 研究の目的

本研究は、ネパールのダリットとよばれる、アウトカーストとしてカースト制度の最底辺におかれた女性たちの社会的地位向上と、国際 NGO や現地 NGO との活動の連携を基盤にした自立支援システムの構築をはかることを目的としている。

本研究の特色は、「貧困」を所得や資産など物質的不足などの経済的要因だけでなく、教育や保健などの基本的社会サービスを受けられない、意思決定過程への参加の機会がないなどの社会的・政治的要因とも捉え、「人間開発」の観点から、研究を行っていることである。

地理的、文化的、民族的に多様であるネパール社会において、ダリット女性の解放運動から見えてくる社会的な歪、ジェンダーに基づく複合差別、職業などに起因した社会構造の問題を分析し、南アジアに通底する人間開発、社会開発について知見を得ることを目的としている。

3. 研究の方法

本研究では、これまでの現地調査(2004～2006年)を行った結果などを踏まえ、次の3つの目標を定め、考察を行った。

(1) 複合差別の実態をより詳細に調査し、差別構造を明らかにすると同時に、FEDOの活動からダリット解放運動にみるエンパワーメントの実態を分析する。

(2) ジェンダーや持続開発に配慮した地域住民志向の小規模社会開発の実態を把握し、国際協調に基づく現地NGOと国際NGOの連携の組織開発と活動を検証する。

(3) ダリット女性たちの地位改善の方法を明らかにし、NGOとの連携の効果的な仕組みづくりを構築する。

これらの研究目標について、平成19年度は(1)、(2)、平成20年度は(3)について主に研究を進め、現地における社会の状況と実態を調査・分析した。

4. 研究成果

ネパールでは、11年にわたる内戦終結後、240年間続いた王制の廃止が2008年5月28日深夜に議決され、7月24日にネパールの国名がネパール連邦民主共和国(Federal Democratic Republic of Nepal)に変更された。

このように政情が大きく変動する中で、貧困、差別、カースト制度にまつわる文化の問題や教育、保健衛生、女性の地位などの諸課題がわずかながら変化を見せはじめている。

(1) ネパールの「人間開発」指標の実態

UNDP(国連開発計画)の『人間開発報告書2007/2008年版』によると、ネパールの人間開発指数(HDI)は177カ国中142位、ジェンダー開発指数(GDI)は157カ国中128位、ジェンダー・エンパワメント指数(GEM)

は93カ国中86位と、達成度はいずれも世界では後方に位置していることがわかる。GEMに示されているように女性の意思決定機関への進出に関しては、国会議員数は、2005年時点で17.3%であり、その他では高官、管理職は8%、専門職、技術職は19%と低かった。

しかし、2008年の制憲議会選挙においては女性議員の割合が32.8%と躍進した。また、地方自治においても若干の進展が見られ、1997年施行の(正式施行は1999年)の地方自治条例における女性委員の割り当て制の規定により、約4万人の女性が地方自治に参画するようになった。

女性の地位向上に向けての世界の人権運動のうねりの中で、ネパールの女性の権利や人権尊重の動きが、緩やかながら始まっている。

(2) 複合差別の実態と差別構造

差別構造については、1990年の民主化以降、変化が見えはじめ、本来はカースト制度に組み込まれていなかったチベット・ビルマ語系諸民族の間から、高カースト(特にブラーマン)の支配に対する批判が顕在化してきた。

しかし、社会の底辺の労働(皮なめし加工、鉄鍛冶、清掃、縫製等)を担っているダリット(全人口の約13%)に対する差別構造は依然と変わらず、職業集団として存続している。また、耕作可能な土地を所有している者が少ないがゆえに、経済的な厳しさも緩和されていない。

ネパールでは、87%が農業従事者であり、GDPの4割を農業セクターが占めている。農村では男性の出稼ぎによる人口流出が顕著なため、女性の労働によって6割以上がまかなわれていると言われている。しかし、女性の労働のほとんどはインフォーマルセクターにおけるものと伝統的な自家消費生産活動で

あり、このことが男女の格差を助長し、女性がさらに窮乏するという貧困の女性化という悪循環を招いていると指摘されている¹⁾。

浄、不浄や「穢れ」の概念に基づいた差別は、ダリットを不浄な存在、穢れた存在として寺院参拝を拒否したり、水場、店、食堂などの利用を禁止したり、使った食器は自分で洗うことを義務づけたりしている。今後は、階層を越えて共に食事する機会を積極的に設けたり、メディアを利用しての差別撤廃への啓発活動が、意識改革に功を奏すると思われる。

カースト制は内婚制ともいわれ、異カースト間の結婚は今もタブー視されている。女性は男性の従属的存在と教示され、また階層の位置関係によって刑罰や婚姻の範囲も規定されている。今後、インドの都市部で盛んになっている階層を越えた「インターネットお見合い」による結婚がネパールでも増えれば、カースト制度の階層化の縛りも徐々に解消されていくものと思われる。

(3) 地域住民志向の小規模社会開発の経緯

貧困者の経済的自立を支援する制度として注目されてきたマイクロクレジット (MC : microcredit) は小額融資といわれているが、最近では、小額融資に加え、貯蓄や保険なども含めた小額金融という意味でマイクロ・ファイナンス (MF : microfinance) が広く使用されている。

ネパールの MC は、1975 年にネパール農業開発銀行 (ADB) によって始められた小規模農家開発プログラム (SFDP) が最初である。また、集中的銀行プログラム (IBP) や女性開発省の支援による、商業銀行と ADB との農村女性のための生産クレジット (PCRW) がある。PCRW は 1982 年以來、約 7 万人の女性が受益者となっている。この他、

グラミン銀行方式を複製するグラミン・ビカス銀行 (GBB)、商業銀行が始めた女性のための MC プログラム (MCPW) もある。

(4) ネパールの MF(MC) の実態と課題

松井²⁾によると、ネパールにおける MF(MC) は、貧困人口のうち 20% 以下しかかかわっておらず、成功しているとはいいがたい。SFDP は、一時期 20 万人が参加していたこともあるが経営効率が悪く、返済率も 50~80% と低かった。その結果、ネパール農業開発銀行は SFDP を小農家協同組合 (SFCL) に移管した。失敗の原因としては、制度として運営する能力の欠如、各 MF 機関が依存する卸資金へのアクセスの制約、各地域の特性に合った適切なモデルがない等を松井は挙げている。

また、2000 年に農村マイクロファイナンス開発センター (RMDC) が MF 機関に資金を貸し出す卸組織として設立され、銀行や信用保証協会、NGO、政府と民間との共同事業として事業が開始されたが、この経営も問題を呈している。ネパール全体として MF のための法制度、政策の見直しや、社会経済的なインフラの整備が急務の課題といえる。

(5) FEDO の女性の地位向上のための運動

ダリット女性が立ち上げた NGO の FEDO は、①教育 (識字率の向上等)、②保健・公衆衛生 (井戸・トイレの設置、モバイルクリニック等)、③啓発活動 (ワークショップやセミナー開催、出版物等)、④所得向上 (小額の回転資金供与、金銭管理、帳簿、家畜の飼育、野菜の生産などの技術指導等)、⑤組織開発 (ネットワーキング、リーダーシップトレーニング等) の 5 領域にわたり、ダリット女性たちのエンパワーメントと自立をめざして活動をし、実績を積んでいる。

FEDO は、ネパールの75郡中、30郡で活動を行っているが、ラリトプル (Lalitpur) 郡の41の村落開発委員会 (VDC : Village Development Committee)のうち18のVDCに7,500ルピーの回転資金を供与し、村人が高利貸しを利用しなくても融資が受けられるよう、FEDO会員のグループ貯金活動を推進している。FEDOのフィールドスタッフからの聞き取り調査によると、会員のミーティングの出席率やモチベーションが低いこと、中には1ヶ月10ルピーのグループ資金が払えない会員の問題など運用面での問題が提示された。今後 a. どういうものをつくれれば売れるのかという調査, b. 出口開発, 販売ルートの拡充, c. 借金を返せないため、やめようとする人への対策, d. 女性の識字教室 (夜)の推進, e. 各人の意識改革, などが検討課題であることが明らかになった。会員同士、また、家族間でグループ活動の趣旨、利用価値を共有するための話し合いの継続とモデルの確立が望まれる。また、FEDOのフィールドスタッフの指導力や企画力、統括力が村での活動の促進力となるので、指導者の育成、教育にも力を注いでいくことが肝要である。さらに活動を通してカースト間の連携、ダリット内のカーストを乗り越える施策と意識が今後の開発への鍵を握る。

(6) 現地 NGO と国際 NGO の活動との連携

ネパールの NGO を取り巻く環境の大きな転換点となったのは、先述のとおり 1990 年の民主化以降である。1992 年には社会開発・福祉活動に参加する団体の規定を整理した「社会福祉法」を制定し、その事務局として従来の社会サービス協同会議 (SSNCC) を改め社会福祉協議会 (SWC) を設立した。1990 年代後半から、政府は国際 NGO による直接

事業実施を禁止し、現地 NGO をカウンターパートとした間接事業実施とすることを規定したため、1998 年頃より多くの国際 NGO が、現地 NGO とのパートナーシップ事業へとアプローチを転換してきた³⁾。

SWCによると、国際 NGO 数 (2005 年 11 月現在) は、162 団体で国別にみるとアメリカが最も多い。現地 NGO 数 (2003 年 6 月現在) は、15,043 団体である。

(7) FEDO と他団体との連携

FEDO⁴⁾ は、他の組織や NGO にもメンバーとして加入し、意思決定の場を広げ、活動の内容を拡大、充実させている。例えば、FEDO の代表が国際人権 NGO である反差別国際運動 (IMADAR) の理事となったり、女性開発局の共同委員会の会員や、ジェンダーバイオレンスの連合の会員などになって、互いの意識の共有や理解を深め、活動に生かしている。FEDO が協定を結んでいるところは、以下の通りである。

- ① インドのダリット女性国内連合との連携
地域リーダーの育成や暴力や抑圧を解消するため、南アジア地域協力連合の加盟国のダリット女性と連帯。
- ② 国内のダリット NGO との連携
ダリット NGO (DNGOs) に属する、ダリット NGO 連合 (DNF) やネパールの貧困社会福祉組織 (NNDSWO) などから構成。
- ③ 女性の市民平等権を求める連盟
25 の NGO と連携し、女性の市民平等権を求める法案に寄与。
- ④ 包括的民主化から排除されてきた女性連盟
ダリットや少数民族、マデシ (タライに住む人々) を含む人々の公平さに焦点。
- ⑤ ダリット女性組織と活動家の連携
ダリット女性の NGO や政党、作家、メデ

ィア関連の活動家が結集して民主化を推進。

⑥制憲議会や平和構築への女性の有意義な参加連携 シングル、少数民族、ダリット、マデシ、マオイスト、障害を持った、難民、高いカースト階層の女性たちが国家レベルのワークショップ開催。

⑦ダリット NGO コーディネーション委員会 8つの地区レベルの NGO と提携し、各種の委員会を組織化して実施。

(8) ダリット女性たちの地位改善と NGO との連携の効果的な仕組みと課題

ネパール政府は、事業実施の際には政府機関と NGO、そして住民との連携をとり、活動することを指導している。ドナーの援助については、政府と住民の双方向へ行われており、手法もドナーの直轄方式と、国際 NGO や現地 NGO への委託方式がとられている。住民に対するアプローチは教育や保健から、経済的自立支援など包括的なアプローチに移行しつつある。

ダリット女性の地位向上と効果的な援助の実現のための課題として、活動地域や活動内容の重複、モニタリングの曖昧さの解消、個人、組織、社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセスとなっているか、結果における堅実な評価の実施などが現場から挙げられている。

今後、ダリットコミュニティなどを中心とした伝統的紐帯が所得向上にどのような影響を及ぼしているのか、政府や NGO の支援関係は、“個々のダリット女性”に効果的に働いているのかどうか、検証する必要がある。

注

1) 梅村尚美, 『ネパール国別援助研究会報告書—貧困と紛争を越えて—』 pp.77-78,

国際協力事業団, (2003)

2) 松井範惇 『アジアの開発と貧困 可能性, 女性のエンパワーメントと QOL』 pp.161-163, 明石書店, (2006)

3) NGO—JICA ジャパン・デスクネパール「ネパールにおける NGO の歴史・現地 NGO 事情」
<http://www.jica.go.jp/japandesk/nepal/>

4) FEDO ANNUAL REPORT 2006

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 3 件)

① 青木千賀子, 「ネパールのダリット女性の地位向上と NGO の役割」, 日本大学国際関係学部研究年報, 第 30 集, pp.1 - 20, (2009), 査読あり<この年度より>

② 青木千賀子, 「南アジアの開発と生活文化の再構築」, 比較生活文化研究, 第 14 号, pp.15 - 29, (2008), 査読あり

③ 青木千賀子, 「南アジアの開発とジェンダー」, 日本大学国際関係学部研究年報, 第 29 集, pp.83 - 101, (2008), 査読なし

[学会発表] (計 1 件)

① 青木千賀子, 「南アジアの開発と生活文化の再構築」, 第 23 回日本比較生活文化学会, 立命館大学恒心館 (2007 年 12 月 1 日)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青木 千賀子 (AOKI CHIKAKO)

日本大学・国際関係学部・教授

研究者番号: 20060709